ふくしま産業応援ファンド事業
公募要領

【中小企業者等向け】

事業の概要

当センターでは、総額50.1億円の基金を「ふくしま産業応援ファンド」として造成・運用管理しております。本事業は、その運用益等を財源として、県内の中小企業者等が、新製品・新技術開発、調査・分析等の取組みや販路開拓を行うに当たっての経費の２分の１以内を助成する事業です。

この公募要領は、当センターホームページ（https://fukushima-techno.com/r/)からダウンロードすることができます。

⚠ 重要事項（必ずお読みください）

（注１）事前相談を行うことを申請の条件とします。事前相談がない場合、申請を受け付けることはできません。

- 事前相談にて申請を予定している事業の内容を確認します。相談する際には、事前相談シートをあらかじめ作成し、提出してください。
- 事前相談の予約はこちらから可能です。https://timerex.net/s/f-tech/3e1ac402

（注２）公募期間締切の１週間前までに、提出する申請書の確認・アドバイスを受けてください。

令和８年７月

公益財団法人福島県産業振興センター

【事前相談期間】
令和８年７月２１日（火）から８月２８日（金）まで

【申請書提出期間】
令和８年７月２７日（月）から９月　４日（金）まで

※　助成金交付申請書の記載方法などでご不明な点がありましたら、お問い合わせください。
※　事前相談期間外でも相談は随時承っております。
※　窓口へのお問合せ時間は、平日８：３０～１７：１５です。

【お問い合わせ先】
〒963-0215　郡山市待池台 1-12　福島県ハイテクプラザ内
（公財）福島県産業振興センター　技術総務課
TEL　024-959-1929　　FAX　024-959-1889　E-mail　f-tech@f-open.or.jp

〔　目　　次　〕

Ⅰ　本事業について　.....　3
１．事業の目的　.....　3
２．助成対象者　.....　3
３．助成対象事業　.....　4
４．事業のスキーム　.....　5
５．助成対象経費　.....　5
６．助成率・助成上限額等　.....　8
７．応募の手続き等　.....　8
８．審査について　.....　10
９．事業成果の報告　.....　11
10．助成事業者の義務　.....　11
11．財産の帰属等　.....　11
12．よくある質問について（FAQ）　.....　12

Ⅱ　助成金交付申請書（記載例）　.....　13

Ⅰ　本事業について

１．事業の目的

県内の中小企業の新製品・新技術及びその構想について、市場調査、事業可能性調査及び開発並びに販路開拓について支援することにより、新産業の創造、新規市場の開拓、未開拓市場への参入等を促進し、本県産業の活性化、本県産業の自立的発展を図ることを目的とします。

２．助成対象者

福島県内に事務所・事業所を有する中小企業者等が、本事業の対象となります。
なお、本事業における「中小企業者等」の定義は、次のとおりです。

	定　義
中小企業者等	次のいずれかに該当する者を指します。 (1)　下記「表１」の、○印に該当する者 (2)　助成期間内に福島県内において創業する者 (3)　(1)又は(2)により構成するグループ

※　県外に本社があり、県内に所在する支店において本事業を実施する場合は、支店登記あるいは県内において事業活動の実績を有することが必要です。また、支店の長等が応募者となるには、契約締結権を有することが要件となります。

■　表１

	主たる事業・組織形態	資本金 (資本金の額又は出資の総額)	従業員 (常勤)	対象の可否
資本金・従業員規模の一方が右記以下の場合（個人事業主を含む）	製造業、建設業、運輸業	３億円	300 人	○
	卸売業	１億円	100 人	○
	サービス業　（ソフトウェア業、情報処理サービス業又は旅館業を除く）	5,000 万円	100 人	○
	小売業	5,000 万円	50 人	○
	ゴム製品製造業　（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	３億円	900 人	○
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	３億円	300 人	○
	旅館業	5,000 万円	200 人	○
	その他の業種（上記以外）	３億円	300 人	○
組合関連	企業組合			○
	協業組合			○
	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会			○
	商工組合、商工組合連合会			○
	商店街振興組合、商店街振興組合連合会			○
	水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会			○
	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会			○※1
	酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会			○※1
	内航海運組合、内航海運組合連合会			○※1
	技術研究組合			○※1
	合同会社（ＬＬＣ）			○
	農事組合法人、水産加工業組合			○
	投資事業有限責任組合（ＬＰＳ）			△※2
	有限責任事業組合（ＬＬＰ）			△※2
	農業協同組合			△※2
他	特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）			○

※１　ただし、その直接又は間接の構成員の３分の２以上が、「表１」に規定する中小企業者である者。
※２　事業内容によっては対象とならない場合もございますので、あらかじめご相談ください。

なお、いわゆる「みなし大企業（次の(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者）」は、本事業に応募することができませんので、ご注意ください。

(1)　発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者

(2)　発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者

(3)　大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

※　大企業とは、「表１」に規定する中小企業者以外の者であって、事業を行う者をいいます。

３．助成対象事業

本事業において助成対象となる事業は主に県内の拠点等で実施されるものであり、かつ次のいずれかに該当する事業となります。

事業区分	内　容
事業可能性等調査事業	新製品や新技術及びその構想に関する事業可能性の調査など、開発等に必要な事前調査事業
技術開発事業	新たな技術の開発、既存技術を活用した新製品・新技術の開発、及び試作品の開発、並びに製品の審美性を含む価値創造に繋がる総合的な設計によるデザイン開発など、事業化に向け必要な開発等事業
販路開拓事業	新製品等（※）の市場評価の収集や展示会への出展、販路開拓のための広報など販路開拓に必要な事業 （※）「新製品等」とは、申請時において上市に至っていないもの、または上市後３年以内のものをいいます。

＜助成対象事業における主な留意事項＞

(1)　連携体での取組み

本事業では、複数の者が共同で一つの事業に応募することも可能です。ただし、応募時に各事業者の役割分担、資金分担を明らかにすることが必要です。

(2)　試作品の活用

本事業で開発した試作品は、事業計画に記載した範囲内において、性能評価等のために試験機関やユーザーに必要な個数を無償で譲渡・貸与・供与することが可能です。

ただし、助成金を使用して調達したものを、助成対象期間終了後に、当センター理事長の承認を受けないで供与した場合には、財産処分となり、その収入の全部又は一部を返還していただくことがあります（当該財産の耐用年数に相当する期間又は10年間のいずれか短い期間を経過した場合は、この限りではありません）。

(3)　助成対象外事業

次のいずれかに該当する事業は、助成対象となりません。審査において、以下に該当すると認められた場合には不採択となります。

ア　技術的課題の解決方法そのもの又は主要な部分を、外注又は委託する事業

イ　試作品等の製造・開発を外注又は委託し、企画だけを行う事業

ウ　販売商品の仕入れを助成対象経費に計上するなど、営利活動とみなされる事業

エ　特定の顧客向けとなっており、汎用性を有しない事業

オ　生産・量産用の機械装置・金型の導入等、設備投資を目的としている事業

カ　県外の拠点のみで実施される事業

キ　当センター又は他の公的機関等の補助制度の助成対象となっている事業

ク　反社会的勢力との関わりが認められる等、公序良俗に反する事業

４．事業のスキーム

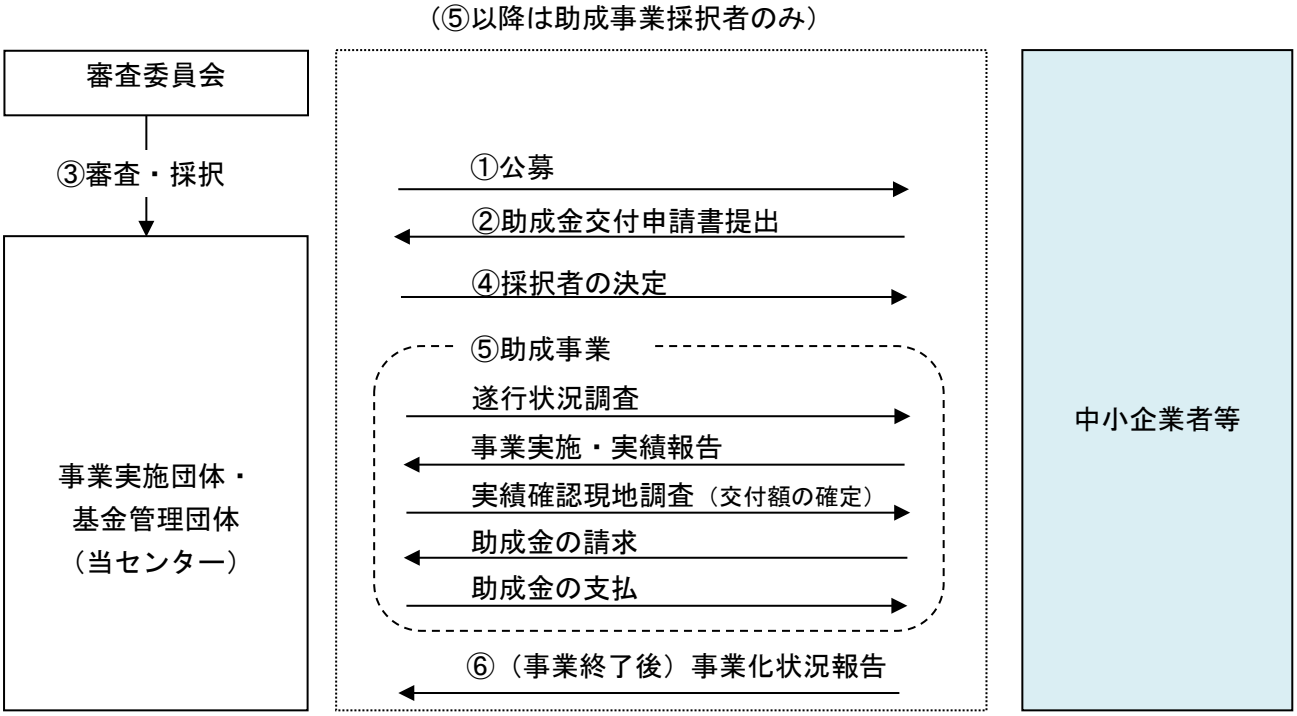

５．助成対象経費

助成対象経費は、本事業の**対象経費として明確に区分できるもの**で、かつ、**証拠書類等により金額等が確認できるもの**のみとなります。

(1)　対象経費の区分

選択する事業区分によって、助成対象となる経費が異なります。

○　事業可能性等調査事業

経費の区分	内　容	具体的な例
旅費	**専門家旅費、委員等旅費、職員等旅費** ※　当該事業をより円滑に遂行するために必要な経費であり、当該事業における関連性・必要性が高いものに限ります。	・専門家を招へいする際の旅費 ・試験機関へ訪問する際の交通費、宿泊費
調査･分析費	**市場調査、競合製品分析、先行技術調査、顧客アンケートなど、新商品･新サービスの開発や改良に必要な情報収集、調査又は分析等に要する経費**	・素子の特性を得られる熱源探査のための調査費 ・伝統工芸職人への試作委託費用
その他の事業費	**事務費（支払手数料等）、その他、理事長が特に必要と認めた経費** ※　当該事業をより円滑に遂行するために必要な経費であり、当該事業における関連性・必要性が高いものに限ります。	・銀行振込支払手数料

※　各経費区分には、それぞれの調達に要する経費（運搬費等）を含む。

○　技術開発事業

経費の区分	内　容	具体的な例
原材料費	**主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費** ※　試作品の開発に必要な原材料等の購入に要する経費に限ります。 ※　購入する原材料等の数量は必要最小限に留め、助成事業終了時には使い切ることを原則とします。 ※　消滅等により原材料等が後に確認できない場合は、使用状況に合わせて写真を撮影してください。	・試作機製作のための部品購入費 ・試作の過程で使用する木材の購入費
機械装置・工具器具費	**機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付、修繕、借上に要する経費** **※　生産設備や主に量産に用いる機械装置の導入は対象となりません。** **※　生産転用可能な機械装置は購入ではなく、リース又はレンタルとしてください。（助成対象期間中に要する経費のみ対象）** ※　「据付」とは、機械装置と一体で捉えられる軽微なものに限ります。よって、設置場所の整備工事や基礎工事を伴う管理棟の建設等は含みません。	・鋼材加工のための焼鈍炉の改造費用 ・発酵食品開発に当たっての加熱装置リース費用
外注加工費	**原材料の再加工、設計等の外注加工に要する経費（請負契約に該当するもの）** ※　外注先が機械装置等を購入する費用は、助成対象とはなりません。 ※　技術的課題の解決方法そのもの又は主要な部分を、外注することはできません。	・金属材の特殊な切削加工の外注費
技術指導費	**外部からの技術指導等に要する経費（専門家謝金、専門家旅費）** ※　指導の都度、その指導の事実がわかる議事録や報告書等を作成整備してください。	・流体力学専門の教授からの技術指導料
その他の事業費	**委員等謝金、委員等旅費、職員等旅費、事務費（支払手数料等）** **その他、理事長が特に必要と認めた経費** ※　当該事業をより円滑に遂行するために必要な経費であり、当該事業における関連性・必要性が高いものに限ります。	・試験機関へ訪問する際の交通費、宿泊費 ・事業実施に当たっての会議開催費 ・特許等出願に要する経費

※　各経費区分には、それぞれの調達に要する経費（運搬費等）を含む。

○　販路開拓事業（**新製品等に関するもの**）

経費の区分	内　容	具体的な例
展示会出展関連費用	**出展小間料、製品等運搬費、小間作成費、会場装飾費用等** ※　本事業以外の製品に関する経費は助成対象となりません。本事業以外の製品を展示する場合は、合理的な基準（面積割など）に基づき按分してください。 ※　**出展申込は交付決定前でも可としますが、出展料の支払いは交付決定後になされたもののみを助成対象とします。**	・展示会出展料 ・展示パネル製作 ・ブース備品借料 ・ブース電気工事費
広告宣伝費	**新製品の広告宣伝にかかる費用** ※　新規に行うものであることが必要です。 ※　動画は事業の対象となる製品や商品等に限るものとし、事業者の概要等を含める場合は、対象となる製品や商品等が動画総時間の概ね 50%以上であることが必要です。 ※　ＥＣサイト構築費は対象となりません。 ※　Ｗｅｂ広告は助成対象期間中に要する経費のみが対象となります。	・マスメディア広告料 ・動画制作費（ただし、ホームページの制作費を除く。）
印刷製本費	**パンフレット制作費用等** ※　当該製品に係る内容で新規に行うものであることが必要です。 ※　単なる会社案内の作成は助成対象外です。	・展示会出展に合わせて配布する新製品のパンフレット制作費用
外部委託費	**デザイン委託、外部専門家謝金・旅費等** ※　新規に行うものであることが必要です。	・商品パッケージデザインの制作委託費 ・商品ネーミングに要する費用
職員等旅費	**展示会参加交通費、外部専門家訪問交通費** ※　当該事業をより円滑に遂行するために必要な経費であり、関連性・必要性が高いものに限ります。 ※　事業実施にあたり必要最小限の人員・経費以外は助成対象外です。	・新幹線代 ・電車賃
その他の事業費	**その他、理事長が特に必要と認めた経費** ※　当該事業をより円滑に遂行するために必要な経費であり、当該事業における関連性・必要性が高いものに限ります。	・サンプル製作費 ・支払手数料 ・品質表示等の取得に要する経費

※「新製品等」とは、申請時において上市に至っていないもの、または上市後3年以内のものとする。

(2)　助成対象外となる経費

次のいずれかに該当する経費については、助成対象になりません。

○　交付決定日よりも前に購入、契約等を実施したもの

【参考】事業着手時期による助成対象の可否

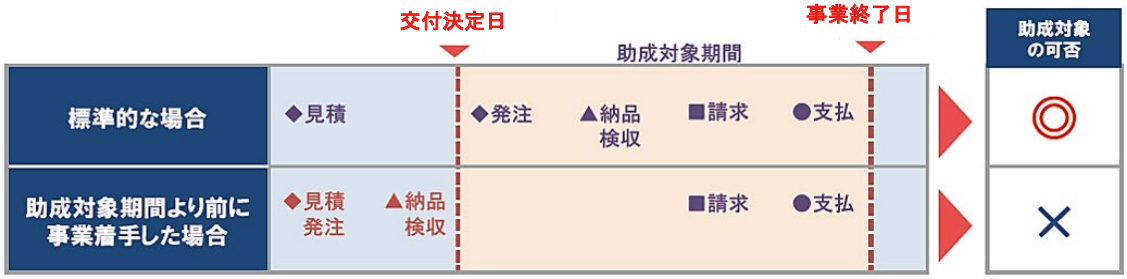

○　<u>助成金交付確定時点において、購入物品（写真等含む）及び支払に係る証拠書類の具備が見られないもの</u>

○　複数の者が共同で一つの事業に応募する場合の、助成事業者間の取引において発生する経費（原材料・機械装置等の売買代金やリース料、加工を依頼した際の外注加工費等）

○　社内人件費

○　土地・家屋等構造物の購入費・工事費又は車両の購入費・修理費

○　生産設備の購入費用

○　事業所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、電話代等

○　汎用性があり、目的外使用になり得るもの（ＰＣ等のＯＡ機器、事務用品、名刺等）

○　税務申告、決算書作成等のための専門家費用又は訴訟等のための弁護士費用

○　各種保険料（旅費に係る航空保険料、展示会等出展に係るものを除く。）

○　借入金などの支払利息又は遅延損害金

○　雑誌・新聞代、団体等の会費、飲食・奢侈・娯楽・接待等の費用

○　その他、社会通念上、不適切と認められる経費

○　**当センター又は他の公的機関等の補助制度の助成対象となっている経費**

６．助成率・助成上限額等

助成率・助成上限額等は次のとおりです。なお、予算の範囲内で採択を決定するため、交付決定額がこれに満たない場合があります。

対象経費の区分	助成率	助成上限額	助成期間
■　**事業可能性等調査事業** 旅費、調査・分析費、その他の事業費	助成対象経費の２分の１以内	100 万円	交付決定日（11 月上旬予定）から令和 9 年 7 月 31 日まで
■　**技術開発事業** 原材料費、機械装置・工具器具費、外注加工費、技術指導費、その他の事業費		500 万円	
■　**販路開拓事業** 展示会出展関連費用、広告宣伝費、印刷製本費、外部委託費 職員等旅費、その他の事業費		100 万円	

７．応募の手続き等

(1)　事前相談

【事前相談期間】

令和８年７月２１日（火）から８月２８日（金）まで

【予約フォーム】
https://timerex.net/s/f-tech/3e1ac402
※　申請前には、必ず事前相談を行ってください。事務局にて、申請を予定している事業内容の確認をさせていただきます。
※　相談する際には、事前相談シートをあらかじめ作成し、提出してください。

(2) 申請書提出
【申請書提出期間】
令和８年７月２７日（月）から９月４日（金）まで
※　公募期間締切の１週間前までに、提出する申請書の確認・アドバイスを受けてください。

(3)　提出書類
応募に必要な書類は、以下のとおりです（**ア～ウ**については、**必ず**提出してください）。

	必要書類	備考
ア	助成金交付申請書 （様式第１号）一式	・表紙及び別紙１、２のいずれも提出が必要です。様式は、当センターのWebサイト内、本事業のページに掲載しております。（https://fukushima-techno.com/r/） ・別紙１には、必ず下部に通しのページ番号を打刻してください。 **※　事業区分ごとに様式が異なりますのでご注意ください。**
イ	【法人の場合】 ・現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ・全役員の氏名、住所、生年月日、性別を記した書面	・証明書類は、提出日の３カ月以内に発行されたものが望ましいですが、記載事項に変更等がない場合には、いずれの期日のものでも結構です。また、複写したもので構いません。 ・「全役員の氏名（ふりがな）、住所、生年月日、性別を記した書面」については、参考様式を使用し、必ずデータでご提出ください。
	【個人の場合】 ・住民票の写し	・証明書類は、提出日の３カ月以内に発行されたものが望ましいですが、記載事項に変更等がない場合には、いずれの期日のものでも結構です。また、複写したもので構いません。
ウ	【法人の場合】 ・　決算書（直近２期分の貸借対照表、損益計算書、個別注記表）	・事業を開始してからの期間が２期に満たない場合には、可能な範囲でご提出ください。 ・創業予定もしくは事業を開始してからの期間が１期に満たない場合には、収支予算書をご提出ください。
	【個人の場合】 ・　確定申告書（直近２期分の第一表、第二表、収支内訳書又は所得税青色申告決算書）	・事業を開始してからの期間が２期に満たない場合には、可能な範囲でご提出ください。 ・創業予定もしくは事業を開始してからの期間が１期に満たない場合には、収支予算書をご提出ください。
エ	パートナーシップ構築宣言証明書	・「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトの登録企業リストに掲載された法人又は屋号名の画面スクリーンショットをご提出ください。 ※　登録事業者には加点措置があります。
オ	その他の添付資料	その他、補足説明等に要する資料を添付することができます。添付資料にも、必ず下部に通しのページ番号を打刻してください。

※　記入漏れや添付漏れ等、応募書類に不備があった場合には不採択となることがありますので、ご注意ください。虚偽の記載がある事業計画書は無効となります。

(4)　提出方法

申請書データ及び添付書類（Word、PDF等）をメールでご提出ください。メールでの提出が難しい場合はご相談ください。

(5)　提出先（問合せ先）

〒963-0215
郡山市待池台 1-12　福島県ハイテクプラザ内
（公財）福島県産業振興センター　技術総務課
TEL：024-959-1929　FAX：024-959-1889

提出先メールアドレス:f-tech@f-open.or.jp

※　お問合せ時間は、原則として平日8:30～17:15です。

８．審査について

提出書類及び質疑応答により、対象要件等のチェックを行い、外部有識者等で構成する審査委員会を経て、予算の範囲内で採否を決定します。

(1)　審査スケジュール（予定）

今回公募における審査は、次のスケジュールで実施いたします。

令和８年９月	提出書類のチェック、事務局によるヒアリングの実施 ※　原則、Zoomを使用したリモート方式にて、応募のあったすべての事業者に対して実施します。 ※　申請書類をもとに事業内容をご説明ください。 （パワーポイント資料などを用いての説明も可能です。）
令和８年１０月	審査委員会の開催 ※　必要に応じて事業者によるプレゼンテーションを実施（申請案件によっては書面審査のみ） ※　書面審査のみの場合でも、審査委員から事前に書面による質問を行うことがありますので、その際は速やかにご回答ください。
令和８年１１月上旬	助成金交付の決定、通知 ※　助成金交付決定後、事業を開始していただきます。

※　審査の内容や結果に関するお問い合わせは受け付けませんので、あらかじめご承知おきください。なお、採否の決定後、申請者者全員に速やかに結果を通知いたします。

※　ヒアリングやプレゼンテーションを実施する場合の交通費等は、申請者負担となります。

(2)　採択基準

次に掲げる採択基準を勘案して審査を行います。

技術開発事業及び事業可能性等調査事業 採択基準	販路開拓事業 採択基準
□助成対象者及び助成対象事業の適格性	□助成対象者及び助成対象事業の適格性
□事業の必要性・事業計画の実現性	□事業の必要性・事業計画の実現性
□事業内容の新規性・独創性	
□事業の市場性・将来性	□事業の市場性・将来性
□地域経済への効果	□地域経済への効果
□事業遂行能力・財務内容	□事業遂行能力・財務内容

(3)　交付決定事業の公表

交付決定事業については、原則として、事業者名・所在地及び事業名を当センターWebサイト等で公表いたします。

９．事業成果の報告

本事業を完了したときは、その日から起算して３０日を経過した日までに実績報告書を提出していただきます。助成金の支払は、原則として実績報告書の提出を受け、支払証拠書類等により助成金額を確定した後の精算払となります。

また、事業実施期間中に、当センター理事長が遂行状況の報告を求めた場合は、実施状況報告書を提出しなければなりません。

10. 助成事業者の義務

本事業の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

○　本助成金に関する金銭債権の譲渡は一切禁止とします。当該行為が確認された場合には、助成金交付決定の取消し等の対象となることがあります。

○　交付決定を受けた後、本事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は本事業を中止、廃止しようとする場合等には、事前に当センター理事長の承認を得なければなりません。

○　本事業により取得又は効用の増加した機械等の財産は、管理台帳を記帳整理するとともに、善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って効率的運用を図らなければなりません。当該財産を処分（助成金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供することを含む。）しようとするときは、事前にその承認を受けなければなりません。また、それによる収入があったときは、その収入の全部又は一部を納付していただくことがあります（当該財産の耐用年数に相当する期間又は10年間のいずれか短い期間を経過した場合は、この限りではありません）。

○　本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、本事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から５年間保存しておかなければなりません。

○　本事業の実施に基づく発明、考案等について、産業財産権の取得等を事業年度又は事業年度の終了後５年以内に行った場合には、速やかに当センター理事長へ届け出なければなりません。

○　本事業の完了した日の翌日の属する会計年度から令和10年度まで、毎会計年度終了後30日以内に本事業に係る事業化等の状況を報告するとともに、本事業に関係する調査に協力をしなければなりません。

○　本事業の進捗状況確認のため、当センター職員が実地調査を行います。また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。

11. 財産の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権が発生した場合、その権利は事業者に帰属します。

12.よくある質問について（FAQ）

Q1　複数の独立した研究開発テーマについて、同時に申請することは可能ですか？

A　本助成事業の交付決定は、一年度に一事業者につき一案件のみとなります。１つのテーマでの申請をお願いいたします。

Q2　昨年度に事業可能性等調査事業で採択された場合、同一の研究開発テーマで続けて今年度は技術開発事業に申請することは可能ですか？

A　可能です。本助成事業では、事業可能性等調査事業の実施によって事業者が開発の方向性を決定し、本格的な技術開発については技術開発事業で支援することを目的としています。

Q3　昨年度に技術開発事業で採択された場合、同一の研究開発テーマで続けて今年度も技術開発事業に申請することは可能ですか？

A　可能です。研究開発には一定の時間を要するため、本助成事業も同一の研究開発について複数年度にわたり支援することを想定しています。

ただし、年度毎に申請いただき、交付決定を受ける必要がございます。

Q4　生産設備の購入費用は本助成事業の助成対象経費となりますか？

A　なりません。本助成事業は試作品製作を行うなど研究開発に要する経費を助成するものです。

試作品製作終了後に量産に使用できるもの、他の製品の生産に使用できる設備の購入費用については、研究開発に要する費用とはいえず、本助成事業の助成対象外となります。

Q5　研究開発を行う社内人件費は本助成事業で助成対象経費となりますか？

A　なりません。本助成事業では社内人件費は助成の対象外です。

Q6　国や県、市町村等で実施している他の補助金等との併用はできますか？

A　同じ事業内容で他の補助金や助成金を重複して利用することはできません。本助成事業以外に助成金、補助金等の採択を受けた場合、いずれかを辞退していただきます。

Ⅱ　助成金交付申請書（記載例①）

※ 技術開発事業の場合

様式第１号（第９条関係）

今後創業予定の場合を除き、原則として県内住所・県内事業所名での応募となります。
また、押印不要です。

令和８年８月●●日

公益財団法人福島県産業振興センター理

申請者　〒９６〇－〇〇〇〇
住　　所　福島県〇〇市〇〇町〇－〇
企業・団体名　ふくしま株式会社　福島工場
代表者役職・氏名　代表取締役　福島太郎

ふくしま産業応援ファンド事業助成金交付申請書

令和８年度ふくしま産業応援ファンド事業助成金の交付を受けたいので、下記のとおり要望します。

記

応募を希望する事業区分を選択してください。

1　事業の種類（該当箇所に〇印を付けてください。同一表の中における

事業可能性調査事業	
技術開発事業	〇
販路開拓事業	

収支予算書の金額を記載してください。

2　事業実施期間　交付決定日　から　令和９年７月 31 日まで

3　助成事業の経費　（単位：千円）

助成事業に要する経費	助成対象経費	助成金申請額
2,200 千円	2,000 千円	1,000 千円

「事業計画書（様式第１号（別紙１））」は事業区分ごとに様式が異なります。

4　添付書類（各１部）
(1)　事業計画書　（別紙１）
(2)　反社会的勢力でないことの確約・表明に関する同意書　様式第１号（別紙２）
(3)　申請者が法人の場合（いずれも複写で可）
・現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
・全役員の氏名、住所、生年月日、性別を記した書面
・決算書（直近２期分の貸借対照表、損益計算書、個別注記表）
申請者が個人の場合（いずれも複写で可）
・住民票の写し
・確定申告書（直近２期分の第一表、第二表、収支内訳書又は所得税青色申告決算書）
(4)　対象経費の積算根拠となる見積書等

5　助成対象事業に関する事務・経理の担当企業・団体名及び担当者名等

企業・団体名	ふくしま株式会社　福島工場　開発部		
担当者所属・役職・氏名	部長　福島次郎		
電話番号	024 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	FAX 番号	024 - 〇〇〇 - 〇〇〇×
Ｅメールアドレス	fukushima@〇〇〇〇		

過去の事例では、経理担当を記載するものも散見されていますが、
本申請にあたって、**事務局との窓口となる方**を記載願います。

様式第１号（別紙 1-2）

事業計画書（技術開発事業）

（１）申請者の概要

名称	ふくしま株式会社	代表者 役職・氏名	代表取締役　福島太郎
住所	（〒96○－○○○○） 福島県○○市○○町○－○ 実施場所（要望住所と異なる場合、記載すること。） （〒　　－　　）		
資本（出資）金額	○○，○○○千円	出資者及び出資比率 ※出資比率順に記載すること。	
（ 創業 ・ 設立 ・ 創業予定 ） 年月日	昭和○○年○月○日		
従業員数（常雇）	○○○人	主たる業種 ・事業内容	金属製品製造業 （○○○、△△△）

	出資者名	出資比率
①	福島一郎	○○%
②	福島太郎	○○%
③	福島花子	○○%
④	株式会社○○	○○%
⑤		%
⑥	ほか　　人	%

構成員について（要望者が有限責任事業組合又はグループの場合のみ記載）
※この事業に関する経理等を行う実施主体に◎を付記

名称及び代表者名	住所又は所在地	資本金額	従業員数
		千円	人
		千円	人
		千円	人
		千円	人
		千円	人

事業実施体制　※ 企業間又は部署間の役割分担を相関図等を用いてわかりやすく記載してください。

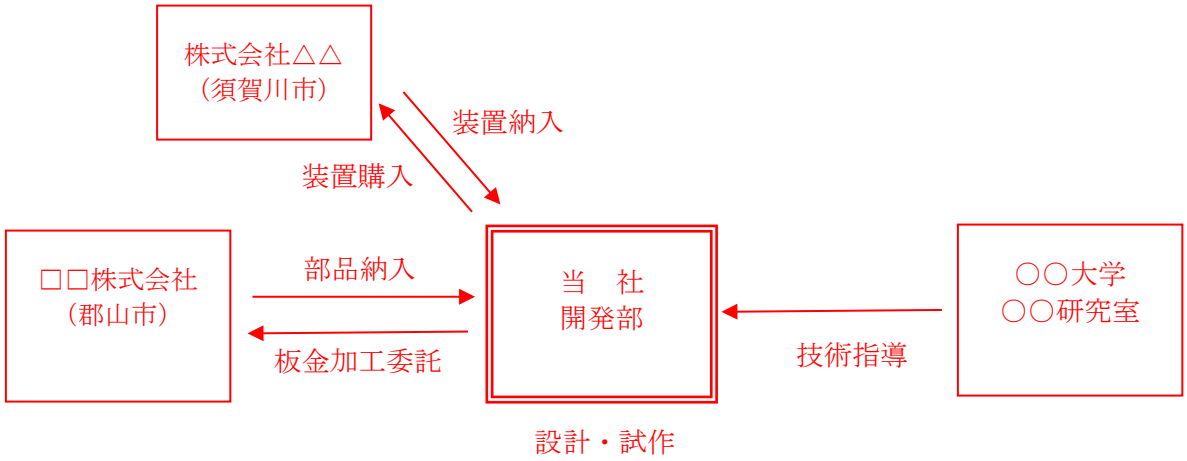

産業財産権等の取得・出願件数	取得済	○件	職務発明の取扱いに関する規則等の有無	有　・　無
	出願中	○件		
その他特記事項	特になし。			

（２）事業内容

事業の名称	○○○○を用いた、○○○○の○○○○技術の開発 20 字～30 字程度で、事業内容を簡略に表現する名称としてください。 採択となった場合、この名称はマスメディア等に公表いたしますので、機密内容が含まれる表現は避けてください。
事業の概要 （100 字程度）	○○○○を用いた商品は、従来「○○○○」の加工が主流であったが、・・・・・という加工手法を用いることで、より・・・・・の効果が期待できる。 そこで、新たに○○○○を導入し、・・・・・に改良を加えながら新商品を開発することで、・・・・・により、大きな優位性を持つことが期待できる。 「事業の具体的内容」を抜粋し、簡潔に技術開発等の目的と手法が伝わるよう、平易な表現で記載願います。
事業の具体的内　　容	

１．これまでの研究内容及びその成果

○○○○を実現するにあたり、これまで基礎研究に取り組み、次のような研究成果を得た。

(1)　図１のとおり、・・・・・。

(2)　下表のとおり、・・・・・。

(3)　以上の結果から、・・・・・。

図１

２．技術的課題及びその解決方法

これまでの研究結果を踏まえ、開発に当たっては２つの技術的課題があると考えられる。また、それぞれの課題については、次のとおり対応し、解決を図っていく。

(1)　○○○○の課題について：

・・・・・することで解決を図る。

(2)　・・・・・という課題について：

○○○○を改良することで、性能を高める。

３．新規性・独創性（競合品と比べての優位性）

従来品は、以下のとおり・・・・・であるが、本開発品は○○○○が・・・・・であるため、他社と比べて優位性があり、新規顧客の獲得が見込める。

従来品

開発品

図や表を積極的に活用し、これまでの成果や今後の開発内容がわかるよう、項目立てて説明してください（記載欄は自由に拡張してください。それにより、ページが複数にわたっても構いません）。必要に応じて補足資料を添付していただくことも可能です。
なお、文章中で専門用語を用いる場合は、適宜解説を入れてください。
記載内容に沿った報告書を提出いただきます。

	委託先・協力者等の名称	委託・協力等の内容
外部への委託・指導又は協力	□□株式会社（郡山市） 国立大学法人〇〇大学 〇〇学部　教授　東京一郎	精密板金加工 〇〇〇〇の開発に当たっての材料の成分分析

市場の状況及び販売戦略等

2025 年版〇〇〇〇白書によると、〇〇〇〇の市場規模は〇〇〇〇億円あるとされており、その内の〇〇%を占めている国内市場では、〇〇億円の市場が見込める。今後も・・・・・により市場はさらに拡大していくと考えられる。
販売戦略としては、既存顧客への売り込みを行うとともに、海外も含め展示会出展等を行い、新規顧客の取り入れを見込む。

ターゲットとなる市場の規模や特徴、成長性、及び販売戦略について記載してください。

事業成果（目標）

事業化完了時の販売単価を〇〇円と考えている。従来品は××円であり、若干割高とはなるが、・・・・・という優位性をＰＲしながら販売拡大を図る。
完了１年後（令和１０年）売上目標　　〇〇円 ×　〇個 ＝　〇〇〇万円
・・・・・
完了５年後（令和１４年）売上目標　　〇〇円 ×△△個 ＝△,△△△万円

「市場の状況及び販売戦略等」の記載内容を踏まえ、事業の成果（目標）について、販売単価・数量等を用いて具体的に記載してください。実現可能性の低い目標設定が散見されますので、諸条件を勘案の上、記載ください。

事業化（予定）時期	事業化商品等の売上目標	完了１年後（令和 10 年）	完了３年後（令和 12 年）	完了５年後（令和 14 年）
令和９年 ９月		〇〇〇万円	△△△万円	△,△△△万円

地域経済への効　　果

開発に当たっては、県内企業への材料発注を予定している。また、事業完了後は、事業展開に係る人員として〇〇名程度の地元採用を計画している。

事業の開発及び事業化を行うことにより、想定される地域経済への効果を具体的に記載してください。

他の助成金等の交付(申請)状況

令和４年４月１日付け〇〇市「新商品開発等補助金（テーマ：〇〇材料を用いた環境配慮型包装フィルムの開発）」金額 300 万円

この事業以外に、過去に当センターを含め他の助成金（国、市町村、公社、民間等）の交付を受けたものがあれば、そのテーマ（概要）・助成元・助成金額・交付決定年月日を記載してください。

特記事項なしの場合は、「特になし。」と記載してください。

※「事業化」とは、助成対象事業における新商品や新サービス等について商取引を開始した時点を指す。

（３）収支予算書

事業実施期間中の調達先を記載ください。
（助成金は実績確定後の支払いとなります。）

ア　収入の部

科　　目	予算額	資金の調達先
助成金	1,000,000	右記
自己資金	1,200,000	
その他		
合　　計	2,200,000	

（単位：円）

事業実施中の資金の調達先

区分	予算額	資金の調達先
自己資金	500,000	
借入金	500,000	○○銀行
その他		
合　計	1,000,000	

助成金申請額と同額を記載します。

イ　支出の部

（単位：円）

経費の区分	事業に要する経費（税込）	助成対象経費（税抜）	明　　細（使途を詳細かつ明瞭に記載すること。）
原材料費	550,000	500,000	○○○　@3,000 円/kg×100 kg＝300,000 円 △△△　@2,000 円/kg×100 kg＝200,000 円
機械装置・工具器具費	770,000	700,000	○○機　@400,000 円×１台＝400,000 円 △△装置　@100,000 円×３台＝300,000 円
外注加工費	440,000	400,000	精密板金加工
技術指導費	110,000	100,000	専門家謝金 国立大学法人○○大学
その他の事業費	330,000	300,000	職員旅費・宿泊費 東京⇔福島往復新幹線 14,475 円/回×4 回×3 人＝173,700 円 上記出張に係る宿泊費 10,000 円/人×4 回×3 人＝120,000 円 対象経費支払に係る振込手数料　6,600 円（660 円×10 回想定）
合　　計	2,200,000	2,000,000	

※収支の額は一致すること。

助成金申請額（２分の１以内、千円未満切捨）

1,000　千円

事業遂行に当たり最低限必要となる経費のみ計上してください。
算出根拠については、見積を取るなどして、現実的な試算内容としてください。
また、経費がどの区分に該当するかについて不明な場合には、お問い合わせください。

「事業に要する経費」は税込額
「助成対象経費」は税抜額を記載してください。

（4）事業実施スケジュール

期間 ： 交付決定日 ～ 令和９年７月 31 日

実施時期 / 事業内容	１１月	１２月	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月
事業内容 ［打合せ・仕様策定］	社内打合せ			全体打合せ		仕様策定			
				技術指導（随時）					
事業内容 ［装置納入、外注部品納入］			装置発注	納入、調整	板金加工発注		納入、調整		
事業内容 ［試作機製作］						試作		試作完成、性能試験	

※事業期間を明記し、各期の主な取組みのスケジュールを記入すること。
※任意様式によるスケジュール表を添付することで、この用紙に代えてもよい。

様式第１号（別紙２）

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

公益財団法人 福島県産業振興センター理事長　殿

私は、次の①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、ふくしま産業応援ファンド事業及びふくしま産業応援ファンド事業への要望（申請）が拒絶されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

①現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

１．暴力団　２．暴力団員　３．暴力団準構成員　４．暴力団関係企業

５．暴力団員でなくなってから5年を経過していない者

６．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

７．前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

イ　前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること

ロ　前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること

ハ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること

ニ　前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

ホ　その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

②自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

１．暴力的な要求行為　２．法的な責任を超えた不当な要求行為

３．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

４．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴センターの信用を棄損し、または貴センターの業務を妨害する行為

５．その他前各号に準ずる行為

③上記に関して不法行為があった場合は法的措置(民事・刑事)を講じられても構いません。

記入日　令和８年●月●●日

住所（又は所在地）

福島県○○市○○町○－○

社名及び代表者名又は　○○○○株式会社　福島工場

個人事業主の氏名　代表取締役　福島太郎

押印不要です。

【参考様式】

※法人の場合のみ作成

※必ずデータで提出してください

照会番号は、記入不要です。

【照会番号総務　　】

記入漏れが多く見られます。
赤枠の 4 つ事項について、
必ず記載してください。

企　業　名	〇〇〇株式会社 福島県福島市〇〇町〇－〇 電気機械器具製造業 代表取締役　福島　太郎	※略称でなく、正式名称で記入 ※本店所在地（都道府県名から記入） ※主たる業種（日本標準産業分類、中分類） ※代表者役職・氏名を記入

No.	住　所	氏　　名　（ふりがな）	生年月日	性別
1	福島県郡山市〇〇〇１－１ ※都道府県名から記入	（ふくしま　たろう） 福島　太郎	昭和３３年８月１日	男
2	福島県福島市〇〇〇１－１ ※都道府県名から記入	（ふくしま　はなこ） 福島　花子	昭和３８年１月１日	女
3		（　　）	昭和	
4				
5				
6				
7				
8		（　　）	昭和	
9		（　　）	昭和	
10		（　　）	昭和	

※　日本標準産業分類、中分類の確認方法

①「総務省｜統計基準・統計分類｜日本標準産業分類」Web ページ（http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/）にアクセス。

②「現行の日本標準産業分類」ページに移動し、「分類項目名、説明及び内容例示（一覧表示）」をクリック。大分類が表示されます。

③該当する大分類をクリックし、該当する業種を小分類や細分類に見つけた場合、その業種が属する「中分類」を記入する（各項目の説明や内容例示を確認すること）。

※行が足りない場合は、適宜追加してください。

助成金交付申請書（記載例②）

※　販路開拓事業の場合

（２）事業内容　（新商品の販路開拓の場合）

事業の名称	福島県産〇〇を使用した●●●●の販路開拓事業 20 字～30 字程度で、事業内容を簡略に表現する名称としてください。 採択となった場合、この名称はマスメディア等に公表いたしますので、機密内容が含まれる表現は避けてください。
事業の概要 （100 字程度）	福島県産の〇〇を使用した●●●●の新商品を開発した。□□という商品コンセプトに合わせたパーケージデザインの製作や商品 PR のための動画作成、新規顧客獲得のため展示会への出展を行う。 「販路開拓商品等の内容」と「事業の具体的内容」を抜粋し、簡潔に商品の概要や販路開拓支援事業の目的と手法が伝わるよう、平易な表現で記載願います。
販路開拓商品等の内容	

商品等の名称

●●●●

(開発した商品の写真)

特徴等

＜商品(製品)のコンセプト・特徴＞

福島県産の〇〇を使用した●●●●。

＜開発経緯＞

～～～という特徴を持つ点で福島県産の〇〇は全国的にも有名である。

しかし、――――という点から商品としては……であり、～～～という製法や△△形式での商品しか普及していない状況にあった。

(素材のデータ等)

当社では、元々■■の商品づくりのノウハウがあり、そのため、・・・・・することで、他社にはない〇〇製法にて試作を繰り返してきた。

(開発中のデータ等)

＜略＞

その結果、●●ということが判明し、〇〇製法や◇◇形式によってもーーーー商品として提供することが可能となった。

＜商品(製品)の新規性・独創性＞

他社商品でも、〇〇を使用した従来商品は存在するが、自社保有の□□という技術をベースに◆◆製法を実施することで、〇〇の～～という特徴を活かしつつ、◇◇という形で提供できるのは当社の●●だけである。それによって、顧客に◎◎◎◎という価値を提供することができる。

事業の具体的内　　容	

1．●●●●のパッケージデザインの製作
～という商品コンセプトに合致したパッケージでデザインを〇〇デザイン事務所に依頼して製作を実施する。

2．●●●●の PR 動画制作
株式会社▲▲に依頼して、特に〇〇層へ向けた商品としてアピールを行うため、――シーンや～～～などのシーンなどで構成し、当該商品の……という特徴に焦点を当てた動画を製作する。
展示会出展時の自社ブース内で連続再生することや自社 HP や youtube 等への掲載を予定している。

3．展示会への出展
〇〇市場における新規取引先の獲得を目的として、2026 年〇月開催予定の「■■■展示会」に出展を行う。
サンプルとして××食を提供、アンケート数××、名刺交換数××を目標とする。

販路開拓事業にて実施する取り組みについて、項目立てを行ったうえで、各取組内容について具体的な説明を記載願います。記載内容に沿った報告書を提出いただきます。

外部への委託・指導又は協力	委託先・協力者等の名称	委託・協力等の内容
	〇〇デザイン事務所 株式会社▲▲	パッケージデザインの作成 広報用 PR 動画の製作

市場の状況及び販売戦略等

2025 年版〇〇〇〇白書によると、〇〇〇〇の市場規模は〇〇〇〇億円あるとされており、その内の〇〇%を占めている国内市場では、〇〇億円の市場が見込める。今後も・・・・・により市場はさらに拡大していくと考えられる。
販売戦略としては、既存顧客への売り込みを行うとともに、海外も含め展示会出展等を行い、新規顧客の取り入れを見込む。

ターゲットとなる市場の規模や特徴、成長性、及び販売戦略について記載してください。また、販売戦略については、想定している販路についてもお示しください。

事業成果（目標）

販売単価を〇〇円。従来品は××円であり、若干割高とはなるが、・・・・・という優位性をＰＲしながら販売拡大を図る。
完了１年後（令和１０年度）売上目標　　〇〇円 × 〇個 ＝ △△△万円
・・・・・
完了５年後（令和１４年度）売上目標　　〇〇円 ×△△個 ＝◇,◇◇◇万円

「市場の状況及び販売戦略等」の記載内容を踏まえ、事業の成果（目標）について、販売単価・数量等を用いて具体的に記載してください。

助成事業前（令和７年）	事業化商品等の売上目標	本事業期間における売上	完了１年後（令和 10 年）	完了３年後（令和 12 年）	完了５年後（令和 14 年）
▽▽▽万円		〇〇〇万円	△△△万円	◇◇◇万円	◇,◇◇◇万円

地域経済への 効　　果	原材料である〇〇は、地元農家〇戸と契約し継続的に入手することを予定しており、売上拡大とともに今後、契約農家数の拡大を見込んでいる。 販路開拓事業を行うことにより売上が増加することによって想定される地域経済への効果を具体的に記載してください。
他の助成金等の 交付(申請)状況	令和元年 7 月 1 日付け〇〇市「販路開拓支援補助金（テーマ：BtoB 向け展示会を活用した海外市場進出）」金額 200 万円 この事業以外に、過去に当センターを含め他の助成金（国、市町村、公社、民間等）の交付を受けたものがあれば、そのテーマ（概要）・助成元・助成金額・交付決定年月日を記載してください。 特記事項なしの場合は、「特になし。」と記載してください。

収支予算書以降は略

（２）事業内容　（新技術の販路開拓の場合）

事業の名称	○○○○を用いた●●部品加工の新技術アピールのための展示会出展 20 字～30 字程度で、事業内容を簡略に表現する名称としてください。 採択となった場合、この名称はマスメディア等に公表いたしますので、機密内容が含まれる表現は避けてください。
事業の概要 （100 字程度）	○○○○を用いた●●部品加工の新技術をもとに、既存の○○市場及び異業種における新規取引先の獲得を目的として、2026 年○月開催予定の「■■■展示会」及び 2026 年○月開催予定の「◆◆◆展示会」への出展を行う。 「販路開拓商品等の内容」と「事業の具体的内容」を抜粋し、簡潔に商品の概要や販路開拓支援事業の目的と手法が伝わるよう、平易な表現で記載願います。
販路開拓商品等の内容	

商品等の名称

●●●●

特徴等

＜商品（製品）のコンセプト・特徴＞

○○○○を用いた●●部品加工の新技術。

＜開発経緯＞

○○○○を用いた商品は、従来「○○○○」の加工が主流であったが、・・・・・という加工手法を用いることで、より・・・・・の効果が期待できる。

○○○○を実現するにあたり、これまで基礎研究に取り組み、次のような研究成果を得た。

(1)　図１のとおり、・・・・・。

(2)　下表のとおり、・・・・・。

(3)　以上の結果から、・・・・・。

図１

＜商品（製品）の新規性・独創性＞

従来品は、以下のとおり・・・・・であるが、本開発品は○○○○が・・・・・であるため、他社と比べて優位性があり、新規顧客の獲得が見込める。

従来品	開発品

<table>
<tr><td>事業の具体的
内　　容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">1．展示会への出展
　既存の〇〇市場及び異業種における新規取引先の獲得を目的として、2025 年〇月開催予定の「■■■展示会」及び 2025 年〇月開催予定の「◆◆◆展示会」に出展を行う。
（1）■■■展示会
　「■■■展示会」については、～～～という当社の技術のアピールのために〇〇年にも出展している。その結果、当社ブースへの訪問は××社あり、××枚の名刺交換を行った、また、そのうち△△社と□□社については、商談に至り、現在も継続的な取引関係にある。以上の実績から新技術をアピールする場として最適である。
　今回は、メインターゲットを〇〇〇〇業界の□□関係の企業とし、名刺交換数××枚、商談××件を目標とする。
（2）◆◆◆展示会
　「◆◆◆展示会」については、今回が初の出展となる。
　今回開発した～～～という技術については、自社では主として〇〇という製品の部品の加工に用いることを目的として開発を行ったものである。しかし、当社の主たる売上を占めている〇〇市場は景気動向による浮き沈みが激しい。そこで、新分野への進出を図るべく、開発した新技術を活かせる異業種の提携先等を探したい。
　今回は、異業種×社程度との面談を予定している。
　販路開拓事業にて実施する取り組みについて、項目立てを行ったうえで、各取組内容について具体的な説明を記載願います。記載内容に沿った報告書を提出いただきます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">外部への委託・
指導又は協力</td><td>委託先・協力者等の名称</td><td>委託・協力等の内容</td></tr>
<tr><td>なし</td><td></td></tr>
<tr><td>市場の状況及び
販売戦略等</td><td colspan="2">　2025 年版〇〇〇〇白書によると、〇〇〇〇の市場規模は〇〇〇〇億円あるとされており、その内の〇〇％を占めている国内市場では、〇〇億円の市場が見込める。今後も・・・・・により市場はさらに拡大していくと考えられる。
　販売戦略としては、既存顧客への売り込みを行うとともに、異業種も含め展示会出展等を行い、新技術をアピールして新規取引の獲得に努める。
　ターゲットとなる市場の規模や特徴、成長性、及び販売戦略について記載してください。また、販売戦略については、想定している販路も示してください。</td></tr>
<tr><td>事業成果
（目標）</td><td colspan="2">　販売単価を〇〇円。従来品は××円であり、若干割高とはなるが、・・・・・という優位性をＰＲしながら販売拡大を図る。
　完了１年後（令和　９年）売上目標　　〇〇円 ×　〇個 ＝　△△△万円
　・・・・・
　完了５年後（令和１３年）売上目標　　〇〇円 ×△△個 ＝◇,◇◇◇万円
　「市場の状況及び販売戦略等」の記載内容を踏まえ、事業の成果（目標）について、販売単価・数量等を用いて具体的に記載してください。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td>助成事業前
（令和 7 年）</td><td rowspan="2">事業化
商品等の
売上目標</td><td>本事業期間における売上</td><td>完了１年後
（令和 9 年）</td><td>完了３年後
（令和 11 年）</td><td>完了５年後
（令和 13 年）</td></tr>
<tr><td>▽▽▽万円</td><td>〇〇〇万円</td><td>△△△万円</td><td>◇◇◇万円</td><td>◇, ◇◇◇万円</td></tr>
<tr><td>地域経済への
効　　果</td><td colspan="6">工程の一部である●●加工については、当社では実施できないため、県内●●加工業者へ発注することを予定している。

販路開拓事業を行うことにより売上が増加することによって想定される地域経済への効果を具体的に記載してください。</td></tr>
<tr><td>他の助成金等の
交付（申請）状況</td><td colspan="6">令和元年 7 月 1 日付け〇〇市「販路開拓支援補助金（テーマ：BtoB 向け展示会を活用した海外市場進出）」金額 200 万円

この事業以外に、過去に当センターを含め他の助成金（国、市町村、公社、民間等）の交付を受けたものがあれば、そのテーマ（概要）・助成元・助成金額・交付決定年月日を記載してください。

特記事項なしの場合は、「特になし。」と記載してください。</td></tr>
</table>

収支予算書以降は略